

高齢者肺炎球菌感染症予防接種を受ける方へ

必ず接種する前に
読みましょう！



1. 予防接種を受ける前の注意事項

以下の文をよく読んで、気になることがあれば接種前に医師や看護師などに質問をし、納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、できない場合は、家族の方に代筆してもらいましょう。

2. 肺炎球菌ワクチン（プレベナー20）について

肺炎球菌には、100種類以上の種類（血清型）がありますが、使用するワクチンはそのうちの20種類を対象としています。この20種類は、成人侵襲性肺炎球菌感染症の約5～6割を占めており、接種することで、重い肺炎の多くを予防できると考えられます。また、種類に関係なく見た場合でも、侵襲性肺炎球菌感染症全体の約3～4割を予防することが期待されています。

※侵襲性肺炎球菌感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などに肺炎球菌が入って起こる感染症

3. 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種に含まれる成分によって、接種後30分以内にひどいアレルギー反応（アナフィラキシー）を起こしたことがある人
- ④ 以前に予防接種を受けた時、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーの異常がみられた人
- ⑤ 予防接種を行うことが不適当な状態にある人

4. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

肺炎球菌ワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現します。特に接種後30分間は体調の変化に気をつけ、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。

接種当日はいつも通りの生活をし、入浴してもかまいませんが、注射部位をこすらないでください。また、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

5. 副反応について

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります。主な副作用として、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があれば、すぐ医師にご相談ください。

6. 予防接種健康被害救済制度

この予防接種を受けた後に重度の健康被害があり、予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合、市が健康被害に対する給付を行う制度があります。

詳細は厚生労働省HPをご覧ください。「予防接種 救済制度」で検索できます。

7. その他

西条市に住民票がなくなった場合は、西条市の予診票は使えません。

また、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン（23価 ニューモバックス、20価 プレベナー）を受けたことのある人は、定期接種の対象外になります。

高齢者肺炎球菌ワクチン 定期接種^{※1}のご案内

※1 予防接種法に基づく定期予防接種

1.対象者 西条市に住民登録している方のうち、以下のいずれかに該当する方

① **65歳の者**(66歳の誕生日の前日まで)

② 接種時に60歳から64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の障がい(身体障害者手帳1級)を有する方

※ 期間を過ぎると任意接種(全額自己負担)になりますので、接種を希望されている方は期間中に受けてください。

過去に肺炎球菌ワクチン(23価ニューモバックス、20価プレバナー)を接種された方は対象外になります。

2.接種場所

市内：別紙記載の医療機関(予約が必要な場合があります)

市外：医療機関にお問合せください。

3.接種回数 1回

4.接種費用 **5,500円**
(自己負担)

※生活保護受給者は、被保護者証明書を医療機関の窓口に提出すれば、接種費用が免除されます。

5.接種当日必要なもの

・予診票 ・負担金 ・本人確認書類(健康保険資格確認証、運転免許証、マイナンバーカード等)

[予診票は接種当日に記入してください。体温は医療機関で測ります。]

裏面のワクチンについての説明を必ず読みましょう。

肺炎球菌とは…

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされます。

肺炎球菌は、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。すべての肺炎が防げるわけではありませんが、ワクチンを接種することが、予防にとっても効果的です。



問合せ先

西条市中央保健センター TEL 0897-52-1215